

ロシア連邦

国の概要 (外務省 HP より)	面積 17,100,000 km ²			
	人口 1 億 4,680 万人 (2017 年 1 月)			
	首都 モスクワ			
教育行政組織				
<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>連邦教育省, 連邦科学・高等教育省, 連邦文化省, 連邦スポーツ省</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>連邦構成主体 83 (ウクライナと係争中のクリミア共和国とセヴァストポリ特別市を含める場合は 85) 地方自治体 2345 (2019 年 1 月)</td> </tr> </table>	国	連邦教育省, 連邦科学・高等教育省, 連邦文化省, 連邦スポーツ省	地方	連邦構成主体 83 (ウクライナと係争中のクリミア共和国とセヴァストポリ特別市を含める場合は 85) 地方自治体 2345 (2019 年 1 月)
国	連邦教育省, 連邦科学・高等教育省, 連邦文化省, 連邦スポーツ省			
地方	連邦構成主体 83 (ウクライナと係争中のクリミア共和国とセヴァストポリ特別市を含める場合は 85) 地方自治体 2345 (2019 年 1 月)			
教育課程基準	連邦国家教育スタンダード			
教科書制度				
教科書の定義	「情報、図書館司書と出版に関するスタンダード・システム：出版。基本的種類：用語と定義」(2004 年 7 月 1 日付) に教科図書の定義がある。「科学的または応用的な性質の体系化された情報を含み、学習と教育に便利な形式で、様々な年齢と教育段階の生徒向けに作成された出版物。」			
発行主体	民間 (出版社)。38 社あるが、大手出版社は 2~3 社である。最大手はソ連時代に国営であった教科書出版社である。			
国定、検定、認定などの制度	検定制。検定で合格し推薦された教科用図書は「連邦教科書一覧」に掲載される。			
採択・選定などの制度	学校が、「連邦教科書一覧」から選定・採択する。			
使用義務の有無	有。(ただし「教員の学問の権利と自由」(2012 年連邦教育法第 47 条第 3 項) に教科書、参考書、教材等を教員が選択する権利に関する規定がある。)			
有償・無償	無償 (2012 年連邦教育法 35 条)。			
給与・貸与	貸与			
教科書の特色	子どもの健康を考慮し教科書の重量が規制されている。1 冊の重量は第 1-4 学年は 300 グラム, 第 5-6 学年は 400 グラム, 第 7-9 学年では 500 グラム, 第 10-11 学年では 600 グラムを超えてはならない (連邦消費者権利保護管理庁制定, 2017 年)。			
デジタル教科書の状況	2015 年 1 月 1 日から「連邦教科書一覧」に登録されるすべての教科書には、付属のデジタル版が作成されている。			